

仕様書（案）

本仕様書は、甲（福島県）が乙（受託者）に委託する下記委託業務を円滑かつ効果的に行うために必要な事項を記載したものであり、乙は本仕様書に従い業務を遂行するものとする。

1 委託業務の名称

令和7年度しらかわ魅力発信事業（以下「本事業」という）業務

2 目的

（1）しらかわ地域観光・物産PR事業

しらかわ地域（白河市・西白河郡・東白川郡）はコロナ禍を経た観光客の減少により、地域経済に深刻な影響を及ぼしている。

このような現状を打破するため、しらかわ地域の魅力を県外に情報発信し、地域全体の認知度の向上を図るとともに、県及び関係団体が連携して開催するふくしまデスティネーションキャンペーンをPRし、将来的な観光誘客に繋げることを目的とする。

（2）水郡線マイレール意識醸成事業

若者の流出や少子高齢化による深刻な過疎化に加え、モータリゼーションの進展により地方ローカル線を取り巻く環境は厳しいものとなっており、JR水郡線（福島県郡山市～茨城県水戸市）についても、利用客の減少等に伴い、大きな赤字を抱えている状況にある。利用客の増加に向けて、沿線住民等を対象に水郡線を利用した体験イベントを行い、マイレール意識の醸成を図るとともに沿線の魅力を発信する。

3 業務内容

（1）しらかわ地域観光・物産PR事業

しらかわ地域（白河市・西白河郡・東白川郡）は栃木県・茨城県両県の県境に位置しているため、両県で観光・物産展（各県1回 計2回）を展開し、しらかわ地域の魅力をPRするとともに、両県からの将来的な誘客を目指す。

ア 実施会場

（ア）栃木県那須地域（屋内又は屋外）

（イ）茨城県水戸市内（屋内）

イ イベントの実施・運営等

（ア）イベントは、2会場各1日（土曜日、日曜日又は国民の祝日）の昼間に実施する。

（イ）会場との連絡調整や必要な申請手続、会場設営及び運営全般を行うこと。

（ウ）年間の実施計画書を作成し、実施に向けた手続や準備を適切なスケジュールで遂行すること。

ウ 企画内容

(ア) 近隣県の住民・観光客に対し、しらかわ地域の食・観光の魅力を発信する企画とし、しらかわ地域への関心度を高め、将来的な観光誘客につながる内容とすること。

(イ) 各会場の出展対象者及び出展想定数を以下のとおりとする。

栃木県那須地域

【出展対象者】 しらかわ地域 9 市町村及び物産販売業者等

【出展想定数】 10 ブース程度

(うち物産販売事業者 5 ブース以上)

茨城県水戸市内

【出展対象者】 東白川郡 4 町村及び物産販売業者等

【出展想定数】 6 ブース程度

(うち物産販売事業者 3 ブース以上)

エ 告知

WEB 広告、チラシ及びポスターの作成・掲出、その他の広報活動等により事前告知を行うこと。

オ 出展団体との連絡調整等

(ア) 出展団体の申込や出展内容の確認、その他の各種調整を行うこと。
なお、市町村に対する出展募集等は県が行う。

(イ) 出展団体の交通費（実費）の支払手続を行うこと。支払人数は各団体 1 名とする。なお、支払方法は出展者本人の口座振込等により行うこと。

カ アンケート

来場者にしらかわ地域に対するアンケートをとり、関心等を測定すること。

(2) 水郡線マイレール意識醸成事業

水郡線の利活用を促し、沿線住民のマイレール意識を醸成するため、福島県・茨城県の沿線住民（親子等）を対象とした乗車と沿線での体験を組み合わせたイベントを 2 回開催する。

ア 概要

JR 水郡線を利用した集合・解散とし、東白川郡の地域資源をいかした体験を提供すること。

福島県民向け・茨城県民向け 各 1 回 計 2 回を実施すること。

イ 開催日時

土曜日、日曜日または国民の祝日の昼間

※天候や感染症の流行等による延期に備え予備回を各 1 回想定すること。

※JR 水郡線の発車時刻等を考慮した時間とすること。

ウ 参加対象

(ア) 福島県民向け

福島県の沿線住民（親子）等 1 回

(イ) 茨城県民向け

茨城県の沿線住民（親子）等 1 回

エ 参加目標人数

各15名以上 計30名以上

オ 体験イベント

集合駅周辺で自然体験や調理体験など参加者にとって魅力的な体験ができる施設等を乙が複数箇所、選定・調整の上、実施すること。

カ イベント告知・参加者の募集

イベント告知、参加者の募集、申込受付、その他の各種調整を行うこと。

なお、沿線自治体に対する協力依頼は県が行う。

キ アンケート

参加者にアンケートをとり、効果等を測定すること。

ク 実施費用

JR水郡線の運賃（参加者自身が切符を購入）を除き、乙の負担とするため、参加者から料金は徴収しないこと。

ケ 保険

参加者の安全確保のため、イベント保険に加入すること。

コ その他

旅行業法（昭和27年法律第239号）第2条第1項第号から第9号に該当する行為を行う場合には、第3条に規定のある登録を受けている、または、登録を受けている事業者に委託すること。

4 仕様変更等

（1）追加費用に対する考え方

本仕様書に定められた業務内容の実施にあたっては、追加の費用負担が生じた場合においても、それが仕様を満たすために当然必要と認められるものについては、原則として乙の負担とする。

（2）仕様変更

乙がやむを得ない事情により本仕様書の変更を必要とする場合には、あらかじめ甲と協議し、承認を得ること。

（3）仕様書記載外の事項

本仕様書に記載されていない事項または本仕様書の記載内容に疑義が生じた場合は、必要に応じて、甲と乙が協議して定める。

5 事業実施にあたっての打合せ

乙は、本業務の期間において、甲との間で随時打合せを行うものとする。また、甲は本業務の実施のために必要な協力をする。